

令和7・8年度定期競争参加資格審査について（お知らせ）

令 6 年 10 月

九州地方整備局 総務部 契約課

九州地方整備局 総務部 経理調達課

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の定期競争参加資格審査

～インターネット一元受付の実施について～

◎ パスワード発行申請 11月1日（金）9：00～ 受付開始

※パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行う
ことができませんので、お早めに申請してください。

◎ 申請用データ受付 12月2日（月）9：00～ 受付開始

＜概要＞

別紙実施機関の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査については、令和7・8年度の定期審査において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化を図るため、インターネット方式により一元受付を行います。

まずは、以下の国土交通省ホームページから申請書作成の手引きを入手し、ご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

令和7・8年度定期競争参加資格審査に係るスケジュール

(1) パスワード発行申請受付期間 令和6年11月1日（金）～令和6年12月27日（金）

※令和6年12月27日（金）17:00までに、必ずパスワードの申し込みを終えてください。

(2) 納税証明書等の送信期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

(3) 申請書データ作成期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

(4) 申請用データ受付期間 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）

※令和7年1月15日（水）17:00までに申請用データ送信手続き（「確定」処理まで）を終えてください。

上記受付期間に申請いただけない場合は、令和7年4月1日に競争参加資格が認定されませんので、ご注意願います。

また、申請にあたり、システム等のご質問に電話でお答えするヘルプデスクを以下のとおり設置します。

ヘルプデスク

(1) 開設期間 令和6年11月1日（金）～令和7年1月15日（水）

(2) 受付時間 9：00～17：00

（ただし、土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。）

【工事】 電話番号 06-6733-6857

【コンサル】 電話番号 03-5542-0355

※コンサルの添付書類（納税証明書等）はヘルプデスクあて郵送となります。

郵送先 〒104-0042

東京都中央区入船3-6-14 オーク入船ビル6階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

◆インターネット方式のメリット◆

別紙のインターネット一元受付に参加している各機関に対して、インターネット方式を利用し、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要がありません。また、申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

令和7・8年度定期競争参加資格審査では、国土交通省地方整備局等においては、インターネット方式での受付が原則となります。

※次のインターネット方式では対応していない場合に該当する方につきましては、「文書郵送方式」又は「電子メール方式」により申請してください。ご不明な点がある場合は、問合せ先までご確認下さい。

◆インターネット方式で対応していない場合◆

《建設工事》

- 1) 経常建設共同企業体（大手企業連携型建設共同企業体を含む）に係る申請の場合。
- 2) 事業協同組合で特例計算を希望する場合。
- 3) 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。
- 4) 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く）。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

- ①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
- ②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

- 5) 会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。

6) グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合。

7) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上）。

○土木一式 ○とび・土工・コンクリート ○防水 ○舗装 ○石
○機械器具設置 ○電気 ○タイル・れんが・ブロック ○塗装 ○解体

8) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完工工事高を含めて申請される場合。

《測量・建設コンサルタント等業務》

1) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

以上

問合せ先

【道路・河川・官庁営繕・公園関係】

九州地方整備局 総務部 契約課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎7階

TEL: 092-476-3509(直通)

【港湾空港関係】

九州地方整備局 総務部 経理調達課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎3階

TEL: 092-418-3345(直通)

＜別紙＞インターネット一元受付参加機関（実施機関）

【建設工事】	
1. 國土交通省大臣官房会計課所掌機関 (大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び國土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）)	9. 経済産業省 10. 環境省 11. 防衛省 12. 最高裁判所 13. 内閣府 内閣府沖縄総合事務局 14. 東日本高速道路（株） 15. 中日本高速道路（株） 16. 西日本高速道路（株） 17. 首都高速道路（株） 18. 阪神高速道路（株） 19. 本州四国連絡高速道路（株） 20. 独立行政法人水資源機構 21. 独立行政法人都市再生機構 22. 日本下水道事業団 23. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
【測量・建設コンサルタント等業務】	
1. 國土交通省大臣官房会計課所掌機関 (大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所及び國土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）) 2. 國土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び國土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。） 3. 國土交通省北海道開発局 4. 法務省 5. 財務省財務局 6. 文部科学省 7. 厚生労働省 8. 農林水産省大臣官房予算課 農林水産省地方農政局 林野庁	10. 経済産業省 11. 環境省 12. 防衛省 13. 最高裁判所 14. 内閣府 内閣府沖縄総合事務局 15. 東日本高速道路（株） 16. 中日本高速道路（株） 17. 西日本高速道路（株） 18. 首都高速道路（株） 19. 阪神高速道路（株） 20. 本州四国連絡高速道路（株） 21. 独立行政法人水資源機構 22. 独立行政法人都市再生機構 23. 日本下水道事業団 24. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構